

各務原市生涯学習登録講師に登録しませんか

【「生涯学習登録講師」登録制度とは？】

みなさんの特技や知識・経験を、地域で活かしていただくための登録制度です。生涯学習登録講師に登録して、「学びたい」という意欲をお持ちの地域の方々に、ご自分の成果を「伝えて」みませんか？

【生涯学習登録講師に登録すると…】

- ・市民からの要望があった場合、講師の紹介をします。講師料は無料である必要はありません。
- ・出前講座を実施できます。10人以上の市民グループ等の申し込みがあった場合、地域に出向いて講座を実施して下さい。講師料は無料です。
- ・登録講師企画講座（講師が全て企画運営する講座）を実施できます。（詳細はおたずね下さい。）
- ・市公式ウェブサイト内の「登録リスト」に掲載できます。
- ・市で計画する各種講座の講師を依頼させていただく場合もあります。
- ・犬山市民講師の登録ができます。犬山市出前講座の講師料は無料です。
（各務原市は、犬山市と「木曾川～夢と浪漫～まちづくり盟約」を結び、交流を促進しています。）

【登録条件】

- ・市民の皆さんに役立つものであれば、特別な資格はいりません。
- ・個人の場合…各務原市に在住・在勤・在学中の人、各務原市にゆかりのある人
団体の場合…各務原市で活動していて、主に各務原市民で構成されている団体
- ・成人で、生涯学習登録講師の目的に賛同する人（団体）であること。
- ・登録した内容について市民に公開することを承諾する人（団体）であること。

※ただし、講師として指導する内容が次の事項に該当する人（団体）は、登録できません。

- ・営利・特定の政党の利害に関する内容
- ・公私の選挙に関係し、特定の政党及び候補者を支援する内容
- ・特定の宗教を布教する内容



【登録期間】 最長3年

※登録者が目的に反する行為をしたとき、または生涯学習登録講師として適格性を欠くと認められたときは登録を取り消すことがあります。

【登録方法】

- ・初めて登録される方は、「各務原市生涯学習登録講師登録情報調査票」と「出前講座冊子掲載情報確認書」（希望者のみ）を、いきいき楽習課またはライフデザインセンターに提出してください。
- ・面談の上、登録の可否を決定させていただきます。
- ・登録が完了次第、「登録証」を送付します。
- ・申請書類等は、各務原市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
「各務原市 生涯学習登録講師」で検索してください。

<出前講座冊子掲載情報確認書の記入について>

※出前講座冊子、市ウェブサイトへの掲載を希望される方のみご記入ください。
(登録時期によっては冊子に掲載できない場合がありますので、ご了承ください。)

① 出前講座とは？

10人以上の市民グループ等からの申し込みに対し、講師の皆様へ地域に出向いて講座を実施していただきます。ぜひ特技や知識・経験を地域で活かしてください！

出前講座のメニューが掲載された冊子は、毎年3月に市内全世帯配布します。

◇出前講座を申し込む方：市内在住・在勤・在学の、10名以上の団体やグループなど。
(例：子ども会、シニアクラブ、学校)

◇講師料：無料。交通費、材料費等(必要な場合)は、直接お申込者にご相談下さい。

◇開催時間：申込者の希望の時間。(1講座2時間以内)

◇開催場所：各務原市内に限ります。申込者に会場をご用意いただきます。

講座の申し込みがありましたら、いきいき楽習課より先生へ日程確認の連絡を
します。開催可能な場合、正式な講師派遣のご依頼書を送付します。

講座開催前に直接詳細の打ち合わせを行ってください。

② 生涯学習登録講師 登録リストとは？

より多くの方に生涯学習登録講師について知っていただくため、令和元年度より市のウェブサイトにて、タイトル、講師名、講座詳細などを掲載しています。

☆お願い☆ ●登録後、講師登録情報に変更があった場合は、その都度お知らせください。
●賠償責任等の保険加入をおすすめします。

【お問い合わせ先】

〒504-8555

各務原市那加桜町1-69

各務原市役所 産業活力部いきいき楽習課
(産業文化センター6階)

Tel : 058-383-1210 Fax : 058-389-0765

Mail : syogaigaku@city.kakamigahara.gifu.jp